

事務事業評価(令和4年度決算) 事業一覧

所属名	危機管理室
-----	-------

番号	事業名	決算事業費(千円)	今後の事務事業の方向性
1	防犯対策推進事業	45,626	継続
2	災害救助事業	1,760	継続
3	消防団運営事業	23,354	継続
4	防災対策事業	90,177	継続
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

令和4年度決算 事務事業評価書

所属	危機管理室
----	-------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	防犯対策推進事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策17_防犯	主な取組	3. 防犯に関する取組とその効果についての市民への周知

概要	目的	<p>近年の犯罪統計において、多発する街頭犯罪や青少年の非行を防止するため、自主的な活動の必要性は高い。ソフト面では、守口市防犯委員会をはじめとする各団体や、警察とも連携を図り、市民による見守りの確立や迅速な通報を徹底するために、防犯教室やポスター掲示等による啓発活動を行う必要がある。</p> <p>また、ハード面では防犯カメラを1,000台設置することにより刑法犯認知件数の減少に繋げており必要な事業である。</p>	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	<p>あらゆる犯罪や暴力を予防し、地域の防犯運動の気運を盛り上げ、市民の意識向上を図り、明るいまちづくりを実現する。</p>	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・需用費 防犯カメラ電気代 ・使用料及び賃借料 防犯カメラ借上げ料 防犯カメラ共架料 ・工事請負費 防犯カメラ移設費 ・負担金、補助及び交付金 防犯委員会及び暴力追放推進連絡協議会補助金 	
	期間	継続的	事業

	令和4年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和4年度 決算		
事業費 (単位：千円)	47,634	45,626	需用費	光熱水費	4,121
			役務費	通信運搬料	1
			使用料及び賃借料	使用料	38,310
			工事請負費	工事請負費	130
			負担金、補助及び交付金	補助金	3,064

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	<p>令和5年度において1,100台に増合し、更新した防犯カメラの犯罪抑止効果について、市の魅力の一つとして積極的にPRを行い、市民の体感治安の向上を図る。</p>
-----------------------	----	--

令和4年度決算 事務事業評価書

所属	危機管理室
----	-------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	災害救助事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策15_防災・減災・縮災	主な取組	その他

概要	目的	災害救助法の適用に至らない災害により被害を受けた本市の市民に、市が「守口市災害見舞金支給要綱」等に基づいて支給するものであり、近隣市で支払われる内容に違いはあるものの北河内では全ての自治体で行っている。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	災害救助法の適用に至らない災害により被害を受けた本市の市民に対して「守口市災害見舞金支給要綱」等に基づき、見舞金及び食糧費、並びに補助金を支給し、元の生活への復帰の手助けとなることを目的としている。	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・需用費 災害救助法が適用されない災害により被害を受けた市民に対して支給する炊き出し等に係る食糧費 ・負担金、補助及び交付金 災害救助法が適用されない災害により住家に被害を受けた市民に対して、一時的な避難に供する住家を確保するために交付する宿泊料補助金 ・扶助費 災害救助法が適用されない災害により被害を受けた市民に対して支給する見舞金 	
	期間	継続的事業	

事業費 (単位：千円)	令和4年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和4年度 決算		
	5,835	1,760	需用費	食糧費	20
			負担金、補助及び交付金	補助金	1,080
			扶助費	見舞金	660

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	今後とも適正に事務を執行する。
-----------------------	----	-----------------

令和4年度決算 事務事業評価書

所属	危機管理室
----	-------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	消防団運営事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策16_消防・救急	主な取組	3. 消防団の体制・装備・活動の充実

概要	目的	消防組織法第6条に基づき、市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有しており、同法8条にて費用は市が負担することとなっている。また「消防団を中核とした消防力の充実強化に関する法律」が施行されたことを踏まえ消防庁「消防力の整備指針」においても消防団は大規模災害時はもとより、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性の無い存在であることが明記されており、災害においても地域の実情を把握している消防力があることは減災に大きく繋がるため、当該事業は必要である。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	災害発生時に市民の安全を確保するため平常時より訓練を行っていくとともに市域全体が活動区域となったため、全域での消防団分団の結成を推進すること。	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬（年報酬、出勤報酬） ・報償費（退職報奨金） ・旅費（消防団費用弁償） ・交際費 ・災害補償費 ・需用費（消防団制服等、小型動力ポンプ積載車用ガソリン、可搬式小型動力ポンプ積載車法定点検等） ・役務費（消防団連絡用郵便料、可搬式小型動力ポンプ積載車任意保険及び車両保険） ・使用料及び賃借料（バス借上げ料） ・備品購入費（消防団可搬式小型動力ポンプ一式） ・負担金、補助及び交付金（各負担金） ・公課費（自動車重量税） 	
	期間	継続的事業	

事業費 (単位：千円)	令和4年度		事業費の内訳			
	予算	決算	令和4年度 決算			
32,459	23,354	報酬	非常勤職員報酬		11,046	
		報償費	報償金		2,025	
		需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料		2,356	
		役務費	通信運搬費、手数料他		312	
		使用料及び賃借料	借上料		56	
		備品購入費	事業用器具費		1,384	
		負担金、補助及び交付金	負担金、補助金		6,131	
		公課費	自動車重量税		44	

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	市全域をカバーするための新たな分団の創設を促進するとともに、消防団員の確保に努める。
-----------------------	----	--

令和4年度決算 事務事業評価書

所属	危機管理室
----	-------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	防災対策事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策15_防災・減災・縮災	主な取組	2. 共助による防災体制や活動内容の充実

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	<p>災害対策基本法第5条第1項及び第2項において、市町村は住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有し、その責務を遂行するために自主防災組織等の充実、住民の自発的な防災活動の促進を図るよう努めなければならないとされている。</p> <p>近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、守口市域で震度6弱が予想されている南海トラフ巨大地震についても今後30年以内に発生する確率が70～80%とされている中で、万一の際に身を守るには、市などの公的機関が行う「公助」はさることながら、公的消防等の救援活動はすぐには全市民に及ばないため、市民自らで取り組む「自助」、地域で協力して取り組む「共助」も重要である。</p> <p>上記を踏まえ、市全体で大災害時に備えるために、災害時における情報伝達手段や避難所環境の充実、市民一人ひとりの防災意識の向上、地域防災活動の要である自主防災組織等のさらなる充実に努めていく必要がある。</p>
	目標	(事務事業の目指す方向性)	災害時に備えて、自助・共助・公助の充実に努め、守口市全体で減災・縮災に取り組み被害を最小限に止める。
	実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・需用費(救援物資等) ・役務費(郵便料等)・委託料(同報系無線保守点検等) ・使用料及び賃借料(防災行政無線電波利用料等) ・工事請負費、修繕工事請負費(簡易消火栓工事費) ・負担金、補助金及び交付金(自主防災組織資機材整備補助金等)
	期間		継続的的事业

事業費 (単位：千円)	令和4年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和4年度 決算		
	124,465	90,177	需用費	消耗品費、燃料費他	19,414
役務費			通信運搬費、手数料他	4,262	
委託費			委託料	34,196	
使用料及び賃借料			使用料、借上料	11	
工事請負費			工事請負費、補修工事請負費	5,469	
負担金、補助金及び交付金			負担金、補助金	26,825	

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	(仮称)南部地域防災センターの整備を進めるとともに、地域における「自助」「共助」の観点から、地域防災力の向上が図られるよう、引き続き自主防災組織の結成を促進する。 なお、簡易消火栓については、周辺の状況と地域における管理状況を踏まえた上で、不要となる簡易消火栓を順次撤去する。
-----------------------	----	---